

がん・生活総合補償プラン

団体総合生活保険

がん・生活総合補償プランは、JTB共済組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJTB共済組合が有します。

保険期間は2027年1月1日16時から2028年1月1日16時までです。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

今回更新いただく内容に一部改定があります。主な改定点は39ページの「商品改定のご案内」をご確認ください。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方

(1) からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償

① JTB共済組合の組合員	
② ①の方のご家族	配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟 ①の方と同居されているご親族・使用人の方 ^{*3}

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}について年齢^{*2}等の加入条件がある補償があります。詳細は各補償ページをご確認ください。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

^{*3} ①と同居の親族・使用人は、傷害補償の家族型(交傷: J2タイプ)については、被保険者本人とはなりません。

(2) お子さまに関する補償

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入いただける方」

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人^{*1}」としてご加入できる方は、JTB共済組合員のお子さまとなります。

※ただし、保険期間の終了時点で「満23歳未満の方」または「満23歳以上で学校^{*2}に在籍している方^{*3}」に限ります。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 学校教育法に定める次の①～④の学校または外国大学日本校をいいます。

①高等学校(高等専門学校を含みます。) ②大学(大学院および短期大学を含みます。) ③特別支援学校の高等部 ④専修学校および各種学校^{*4}

^{*3} 入学手続きを終えた方を含みます。

^{*4} 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方または留学生に限ります。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。詳細は各補償ページをご確認ください。

■ 傷害補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	家族型
① ご本人 ^{*1}	○	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
③ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○

※個人賠償責任において、ご本人^{*1}が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【ご注意】家族型にご加入の方は必ずご確認ください

保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、**ご家族関係や居住の状況に変更があった場合**には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください(例:別居のお子様が**ご結婚**される場合・同居のお父様が**高齢者施設に入居し、別居**となる場合)。

■ がん補償、介護補償、所得補償

	本人型
① ご本人 ^{*1}	○
② ご本人 ^{*1} の配偶者	—
③ ご本人 ^{*1} のお子さま	—

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■ お子さまに関する補償

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方(被保険者)は、以下のとおりです。

	こども傷害補償、借家人賠償責任、携行品、生活用動産	個人賠償責任 ^{*2}
	本人型	家族型
ご本人 ^{*1}	○	○
ご本人 ^{*1} の配偶者	—	○
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の同居のご親族	—	○ ^{*3}
ご本人 ^{*1} またはその配偶者の別居の未婚のお子さま	—	○ ^{*4}

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

※借家人賠償責任については、ご本人^{*1}が、未成年者または責任無能力者である場合は、ご本人^{*1}の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(ご本人^{*1}の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(ご本人^{*1}に関する事故に限ります。)

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 個人賠償責任について、ご本人^{*1}以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

^{*3} 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の同居のご親族も保険の対象となる方に含まれます。

^{*4} 個人賠償責任については、ご本人^{*1}の親権者の別居の未婚のお子さまも保険の対象となる方に含まれます。

！ 育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。指定した扶養者が保険金支払事由に該当した場合に限り保険金をお支払いします。

原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。ご加入時に指定した扶養者が亡くなられた場合等、扶養者の変更となった場合は遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【「保険の対象となる方(被保険者)」について」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含まれます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

①婚姻意思^{*1}を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 同居：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)

(3) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(4) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

^{*1} 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

3. 保険料の払込方法について

毎月の給与より引き去ります。(3月給与より控除開始)

なお JTB グループ外出向等で給与から引き去りができない場合に限り、ご指定の口座より一括で引き落とす払込方法となる場合がございます。

(出向先から帰任する等再び給与から引き去りが可能となった場合は給与引き去り(月払)となります。

ご退職された場合もお手続きいただくことで口座引落にてご契約を続けることが可能です。詳細は代理店までご連絡ください。

4. 共同保険について

からだに関する補償、賠償・財産・費用に関する補償には「共同保険に関する特約」が付帯され、東京海上日動火災保険株式会社が幹事となり、損害保険ジャパン株式会社と共同してお引き受けしております。

なお引受保険会社の分担割合は東京海上日動火災保険株式会社が90%、損害保険ジャパン株式会社が10%となります。ただし、がん補償と介護補償は東京海上日動火災保険株式会社単独の引き受けとなります。

【各種割引について】

各補償ごとに以下の割引が適用されております。

割引率は加入者数や事故の発生状況により毎年見直しを致します。

	割引率	がん補償	傷害補償	介護補償	個人賠償責任	弁護士費用等	所得補償	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用	救援者費用等	お子さまに関する補償(傷害部分)
団体割引	25%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大口団体契約割引	10%	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○
損害率による割引	5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

おすすめ3プラン

迷ったらこちらの3プランがおすすめです

日常生活あんしんプラン



スポーツ中にケガ



自転車事故によるケガ



借りたバッグが盗難

外出中、ハンドバッグを
ひったくられた



旅行中、誤ってカメラを
落として壊してしまった



©東京海上日動

タイプ名	S6			BGK		K1	KY
補償内容	普通傷害 (天災危険補償特約付)			個人賠償責任	弁護士費用等	携行品	救援者費用等
	死亡・ 後遺障害 保険金額	入院 保険金 日額	通院 保険金 日額			基本プラン 保険金額 (免責額 5千円)	
保険金額	280万円	2,900円	1,900円	国内/無制限 国外/1億円	300万円	10万円	300万円

保険料 月額1,350円

働き世代あんしんプラン



スポーツ中にケガ



自転車事故によるケガ



がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



がん手術

がんの手術に
備えて



借りたバッグが盗難

介護



がん先進医療

先進医療にも

がん患者申出療養

がんで患者申出療養
を受けた



タイプ名	S6			G1					KG	BGK	
補償内容	普通傷害 (天災危険補償特約付)			がん補償					介護 補償	個人賠償 責任	弁護士 費用等
	死亡・ 後遺障害 保険金額	入院 保険金 日額	通院 保険金 日額	がん診断 保険金額	がん入院 保険金 日額	がん手術 保険金額 (手術の種類 により)	がん先進 医療保険 金額	がん患者 申出療養 保険金額			
保険金額	280万円	2,900円	1,900円	100万円	7,000円	7万円・ 14万円・ 28万円	1,000 万円	500万円	300万円	国内/ 無制限 国外/ 1億円	300万円

*がん・介護補償が含まれるプランの保険料は2027年1月1日時点で40歳男性の場合の保険料となります。
がん・介護補償につきましては年齢により保険料が変わるため、詳細は29ページから32ページをご確認ください。

保険料 月額2,530円

病気あんしんプラン

がん先進医療

先進医療にも

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた



がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も



がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし



がん手術

がんの手術に
備えて



介護

タイプ名	G1					KG
	がん補償					介護補償
補償内容	がん診断 保険金額	がん入院 保険金日額	がん手術保険金額 (手術の種類により)	がん先進医療 保険金額	がん患者申出療養 保険金額	
保険金額	100万円	7,000円	7万円・14万円・ 28万円	1,000万円	500万円	300万円

*がん・介護補償が含まれるプランの保険料は2027年1月1日時点で40歳男性の場合の保険料となります。
がん・介護補償につきましては年齢により保険料が変わるため、詳細は29ページから32ページをご確認ください。

保険料 月額1,240円



「がん・生活総合補償プラン」補償ラインナップ

お客様を取り巻くリスクは様々です。ライフスタイル等に応じて、お客様のニーズに合った補償を下記の中からご自身で組み合わせてご加入いただけます。

からだに関する補償



介護補償 (P.29～)



がん補償 (P.32)



傷害補償 (P.33)



所得補償 (P.34)

お子さまに関する補償

補償内容の詳細はP.35・36をご確認ください。

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任 (P.33)

【財産に関する補償】



携行品 (P.34)

【費用に関する補償】



弁護士費用等 (P.33)
(人格権侵害等)



ホールインワン・(P.34)
アルバトロス費用*1



救援者費用等*2 (P.34)

*1 傷害補償、がん補償、所得補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

*2 傷害補償、がん補償、所得補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

介護補償 (仕事と介護の両立への備え)

(一時金払介護／年金払介護) 認知症アシスト付き

<一時金払介護>

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用して自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

補償の型

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

「公的介護保険連動型」について

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒ 40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」のページをご確認ください。

<年金払介護>

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いしますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

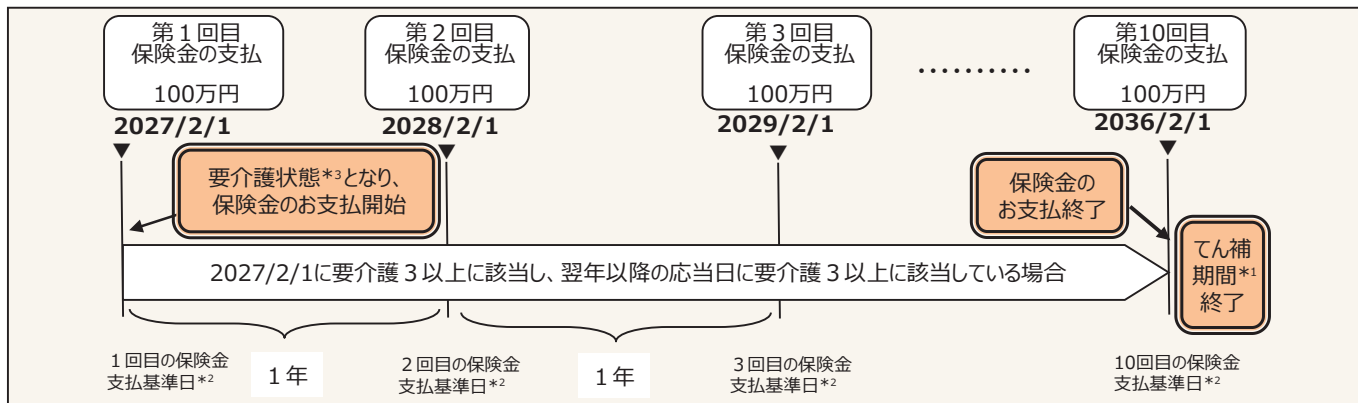
また、保険金のお支払いを年金払方式とすることで、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

*1公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

<介護補償（年金払介護）の保険金お支払い方法>

【例】年金払介護補償保険金額（年額）：100万円、保険期間：1年間（2026/10/1～2027/10/1）

てん補期間*1：10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

（例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。）

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。

*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の該当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

■認知症アシストサービスについて

認知症になっても安心して生活していただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（認知症介護電話相談等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」のページをご参照ください。）。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

一時金払介護保険金額・保険料表

保険期間：1年間
団体割引：25%
損害率による割引：5%



型	本人型	
補償の型	公的介護保険 連動型 (要介護3)	
タイプ名	KGタイプ	
加入限度口数	1 口	
一時金払介護補償保険金額	300 万円	
保険料 (月払)	40～44歳	80 円
	45～49歳	90 円
	50～54歳	120 円
	55～59歳	180 円
	60～64歳	380 円
	65～69歳	1,100 円
	70～74歳	2,420 円
	75～79歳	5,610 円
	80～84歳	10,690 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

年金払介護保険金額・保険料表

保険期間：1年間
てん補期間*1：10年
(10回目の保険金支払基準日まで)
団体割引：25%
損害率による割引：5%

型		本人型					
タイプ名		NK10タイプ		NK70タイプ		NK40タイプ	
加入限度口数		1 口		1 口		1 口	
年金払介護補償保険金額		100 万円		70 万円		40 万円	
保険料 (月払)	年齢 \ 性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	40～44歳	110 円	100 円	80 円	70 円	50 円	40 円
	45～49歳	130 円	120 円	90 円	90 円	50 円	50 円
	50～54歳	190 円	170 円	130 円	120 円	70 円	70 円
	55～59歳	270 円	240 円	190 円	170 円	110 円	100 円
	60～64歳	570 円	520 円	400 円	360 円	230 円	210 円
	65～69歳	1,420 円	1,740 円	990 円	1,220 円	570 円	700 円
	70～74歳	2,670 円	3,960 円	1,870 円	2,770 円	1,070 円	1,580 円
	75～79歳	6,120 円	9,280 円	4,290 円	6,500 円	2,450 円	3,710 円
	80～84歳(更新のみ)	10,720 円	16,810 円	7,500 円	11,770 円	4,290 円	6,720 円

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、
介護補償（一時金払介護） 共通

〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

〔公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

がん補償 (がんのリスクへの備え)

がんのリスクに備えて 充実の補償をご用意！
がんと診断確定^{*1}された場合^{*2}やがん治療のために
入院された場合等に、保険金をお支払いします。

- ^{*1} がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- ^{*2} 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。ただし、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

こんな時はおまかせください

がん診断

がんと診断されたら
上皮内新生物も

がん先進医療

先進医療にも

がん入院

入院は1日目から、
支払日数の制限なし

がん手術

がんの手術に
備えて



NEW!

がん女性特定手術

がんで乳房切除術等、
所定の手術を受けた

がん患者申出療養

がんで患者申出療養を受けた

※先進医療・患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約517万人！

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位：万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.5	9.6
結腸および直腸	56.4	30.1	26.1
肝および肝内胆管	8.1	5.6	2.5
気管、気管支および肺	33.3	20.0	13.4
乳房	79.0	0.6	78.4

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和5年患者調査」(政府統計の総合窓口(e-Stat))をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：25% 損害率による割引：5%

※ご加入口数は1口のみです。

女性向け新タイプを
追加しました！
ぜひご検討ください。



型		本人型		
性別		男性・女性共通		女性
タイプ名		G1タイプ ^(注)	G2タイプ	G3タイプ ^(注)
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	7,000円	7,000円	7,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円	7万円・14万円・28万円
	がん先進医療保険金額	1,000万円	—	1,000万円
	がん患者申出療養保険金額	500万円	—	500万円
	がん女性特定手術保険金額	—	—	30万円
保険料 (月払)	5 ~ 9 歳	130円	70円	140円
	10 ~ 14 歳	170円	110円	180円
	15 ~ 19 歳	140円	80円	150円
	20 ~ 24 歳	130円	70円	140円
	25 ~ 29 歳	280円	220円	310円
	30 ~ 34 歳	510円	450円	560円
	35 ~ 39 歳	850円	790円	920円
	40 ~ 44 歳	1,160円	1,100円	1,260円
	45 ~ 49 歳	1,620円	1,560円	1,760円
	50 ~ 54 歳	1,990円	1,930円	2,150円
	55 ~ 59 歳	2,720円	2,660円	2,900円
	60 ~ 64 歳	4,220円	4,160円	4,400円
	65 ~ 69 歳	5,830円	5,770円	6,000円
	70 ~ 74 歳	8,180円	8,120円	8,350円
	75 ~ 79 歳	9,380円	9,320円	9,550円
	80 ~ 84 歳	11,240円	11,180円	11,410円
	85 ~ 89 歳	12,700円	12,640円	12,870円

※各タイプにつき、「金額」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢^{*1}によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*1}が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

^{*1} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

(注)「Jスクエア家族支援共済制度」以外で先進医療を補償する保険にご加入の場合、G1およびG3タイプにはご加入いただけません。
保険金をお支払いする主な場合については、38ページ下部にございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

傷害補償(ケガや熱中症への備え)

国内外での様々なケガや熱中症への備えに、「日常生活全般プラン」・「交通事故等限定プラン」・「ゴルフ中等限定プラン」の3つの補償プランをご用意しました

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間: 1年間 団体割引: 25% 大口団体契約割引: 10% 損害率による割引: 5%
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

プラン 型	日常生活全般プラン					
	本人型					
タイプ名	S1タイプ	S2タイプ	S3タイプ	S4タイプ	S5タイプ	S6タイプ
加入限度口数	5口	5口	5口	5口	5口	5口
天災危険補償特約	—	○	—	○	—	○
交通事故傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	—	—	—	—	—	—
ご本人 死亡・後遺障害保険金額	110万円	130万円	170万円	210万円	250万円	280万円
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	1,300円	1,300円	2,100円	2,100円	2,900円	2,900円
通院保険金日額(1日あたり)	800円	800円	1,300円	1,300円	1,900円	1,900円
保険料(月払)	340円	410円	550円	660円	780円	940円

※今年度よりS9、S10タイプは新規および更新の販売を停止します。現在ご加入の場合は、S9タイプはS3タイプ、S10タイプはS4タイプにて自動更新となります。
変更をご希望の場合は代理店までご連絡ください。

プラン 型	交通事故等限定プラン		ゴルフ中等限定プラン ^{*2}	
	本人型	家族型	本人型	本人型
タイプ名	J1タイプ	J2タイプ	GS1タイプ	GS3タイプ
加入限度口数	6口	1口	1口	1口
天災危険補償特約	—	—	—	—
交通事故傷害危険のみ補償特約	○	○	—	—
ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約	—	—	○	○
ご本人 死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	220万円	570万円
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	1,500円	1,500円	2,500円	5,000円
通院保険金日額(1日あたり)	500円	500円	1,300円	1,900円
配偶者 死亡・後遺障害保険金額	—	100万円	—	—
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	—	1,500円	—	—
通院保険金日額(1日あたり)	—	500円	—	—
ご親族 死亡・後遺障害保険金額	—	100万円	—	—
入院保険金日額 ^{*1} (1日あたり)	—	1,500円	—	—
通院保険金日額(1日あたり)	—	500円	—	—
保険料(月払)	80円	180円	50円	70円

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

個人賠償責任

(他人への賠償責任への備え)

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物^{*1}を壊してしまっ法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ゴルフ中のリスクに特化したプランもご用意!

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含まれます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

保険金額・保険料表

保険期間: 1年間、団体割引: 25%、損害率による割引: 5% 引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン タイプ名	日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
	KBタイプ	JKBタイプ	GKBタイプ
型	家族型	家族型	本人型
個人賠償責任 保険金額 免責金額(自己負担額: 0円)	国内: 1億円 / 国外: 1億円	国内: 無制限 / 国外: 1億円	国内: 1億円 / 国外: 1億円
保険料(月払)	160円	190円	60円



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

弁護士費用等 (人格権侵害等)

(訴訟リスクへの備え)

保険金額・保険料表

保険期間: 1年間 団体割引: 25%、損害率による割引: 5%
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	BGBタイプ	BGKタイプ
型	家族型	家族型
弁護士費用等	300万円	300万円
個人賠償責任(日常生活全般プラン)		国内・無制限/国外・1億円
保険料(月払)	160円	350円



※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にご記載の二次コードより「補償の概要等」をご確認ください。

所得補償 (病気・ケガによる休職への備え)



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間^{*1}(7日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。^{*2}

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます。

^{*2} 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間 団体割引：25%、損害率による割引：5%
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

型	本人型	年齢	1級	2級	年齢	1級	2級
タイプ名	SHタイプ	15歳～19歳	40円	40円	50歳～54歳	170円	190円
職種	基本級別 1級：営業職・事務職 基本級別 2級：添乗員	20歳～24歳	60円	60円	55歳～59歳	180円	200円
てん補期間 ^{*1}	1年	25歳～29歳	60円	70円	60歳～64歳	190円	220円
免責期間	7日	30歳～34歳	80円	90円	65歳～69歳	280円	320円
加入限度口数	99口	35歳～39歳	100円	110円	70歳～74歳	370円	430円
所得補償保険金額(月額)	1万円	40歳～44歳	120円	140円	75歳～79歳	560円	650円
		45歳～49歳	140円	170円	80歳～	750円	860円

※所得補償保険金額・ご加入口数は、現在の平均月間所得額^{*2}以下(85%以下を目安)で、設定してください。就業不能となった時の平均月間所得額^{*2}を上回る部分については保険金をお支払いできません。

※転職・退職等により、保険期間の途中で平均月間所得額^{*2}がご加入時の額より減少した場合は、所得補償保険金額等の見直しを行ってください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢^{*3}によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(一般事務従事者等)の方と基本級別2級(添乗員等)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢^{*3}が満15歳以上の方に限ります。

^{*1} 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

^{*2} 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得^{*4}の平均月額をいいます。

^{*3} 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

^{*4} 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

携行品 (身の回り品への備え)

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等^{*1}の損害を補償します。ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意!

^{*1} 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5% 引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン		ゴルフ用品限定プラン
型	本人型		本人型
タイプ名	K1タイプ	K2タイプ	GKタイプ
保険金額	10万円	20万円	10万円
免責金額(自己負担額：5,000円)			
保険料(月払)	50円	80円	40円

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア、およびイ、の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス^{*1}
 - ア、同伴競技者 イ、同伴競技者以外の第三者^{*2}
 - 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- 例えば…ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

型	本人型	
タイプ名	GH1タイプ	GH2タイプ
保険金額	20万円	50万円
保険料(月払)	160円	450円

- ^{*1} 公式競技の場合は、ア、またはイ、のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- ^{*2} 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、他の組の競技者等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5%、引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

救済者費用等 (事故時の救済活動費用への備え)

国内外で事故に遭い、緊急の捜索・救助活動が必要となった場合等に保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：25%、損害率による割引：5%、引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)
※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型
タイプ名	KYタイプ
保険金額	300万円
保険料(月払)	10円

救済者費用等にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、38ページ下部にごございます二次元コードより「補償の概要等」をご確認ください。

お子さまに関する 補償

こども傷害補償 (ケガへの備え)

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：25%、大口団体契約割引：10%、損害率による割引：5%、

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名		自宅通学生用				一人暮らし(下宿)用
		Mタイプ	Nタイプ	Oタイプ	Pタイプ	Tタイプ
こども傷害補償	死亡・後遺障害保険金額	180万円	170万円	166万円	125万円	125万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	1,100円	1,000円	1,000円	700円	700円
	通院保険金日額(1日あたり)	600円	600円	500円	400円	400円
	細菌性食中毒等補償特約	○	○	○	○	○
	特定感染症危険補償特約*2	○	○	○	○	○
	天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)	○	○	○	○	○
扶養者のケガ等	育英費用保険金額	2,000万円	1,500万円	1,000万円	600万円	600万円
	天災危険補償特約 (傷害、育英費用および学業費用用)	○	○	○	○	○
個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円)		国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円
借家人賠償責任保険金額		—	—	—	—	1,000万円
携行品保険金額 (免責金額(自己負担額)：5,000円)		30万円	10万円	—	—	—
生活用動産保険金額 (免責金額(自己負担額)：5,000円)		—	—	—	—	100万円
保険料(月払)		1,970円	1,560円	1,180円	830円	1,210円

※傷害補償基本特約にのみ大口団体契約割引は適用できます。

※天災危険補償特約に、損害率による割引は適用できません。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしておりません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。

*2 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象外です。)

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

脳の健康度チェック（のうKNOW®）

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス「のうKNOW」をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは疾病の診断または予防に使用されることを目的としたものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

- *2 認知症とともに生きるご支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
- *3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
☎ 0120-775-677
受付時間：いずれも土日祝・年末・年始を除く
・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
☎ 0120-002-531
・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
☎ 0120-801-276

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行ってください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
- ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証したり、具体的な紛争解決や事故処理を行ったりするものではありません。

受付時間：いずれも土日祝・年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時
☎ 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時
☎ 0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法等（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅室等から、その場での対応方法等について、弁護士が一般的なアドバイスを実施します。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

補償の概要・重要事項説明書（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、引受代理店ホームページ（URL: <https://www.web-tac.co.jp/jtb/jsquare/>）に掲載の重要事項説明書（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）

b. 重要事項説明書の冊子

（ご希望の場合は、引受代理店（東京海上日動あんしんコンサルティング：tel0120-981-756）までご連絡ください。）



26TX-002765 2026年9月作成

団体総合生活保険の 2026年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償												
①傷害補償			②こども傷害補償			③医療補償			④がん補償		⑤賠償・財産・費用に関する補償	
変更する補償					改 定 項 目			概 要				
①	②	③	④	⑤								
			○			「医療補償基本特約」の保険料改定			医療技術の進歩による病気の早期発見や診断精度の向上により、入院・手術の頻度が増加し、医療補償の収支状況が悪化していることを踏まえ、今後も安定的にお客様が必要とする補償を提供し続けるために、「医療補償基本特約」の保険料を引き上げます。			
			○	○		医療補償・がん補償における家族型(子供特約および配偶者特約)に関する改定			子供特約の被保険者が満23歳を迎え、子供特約の対象外となったことにより本人型に再加入する場合、健康状態告知を不要とします。ただし、保険責任の加重がない場合に限りします。			
○	○	○	○			「手術」の定義改定			「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。 (*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数			
				○		ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する改定			ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*) (*)パー35以上の9ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りします。			
					○	行政書士法改正に伴う改定			行政書士法の改正に伴い、「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の当該法令参照部分につき条番号の繰り下げ対応を行います(補償内容に変更はありません。)			

2 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」に関する追加のご案内

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」(以下、本特約)に関して、「お支払対象となるホールインワン・アルバトロス」、「キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等」を改めてご案内します。本特約にご加入いただいている方は必ずご確認くださいませようお願いいたします。

(1) お支払対象となるホールインワン・アルバトロス

本特約でお支払対象となるホールインワン・アルバトロス(以下、ホールインワン等)は下表のとおりです。

公式競技以外の 場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	A.おおよびI.の両方が 目撃したホールインワン等 A. 同伴競技者 I. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等
公式競技の場合	①または②のいずれかのホールインワン等	
	①	A.またはI.のいずれかが 目撃したホールインワン等 A. 同伴競技者 I. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ、ゴルフ場の従業員、他の組の競技者等)
	②	記録された映像等により達成が客観的に確認できるホールインワン等

(2) キャディを同伴せずにラウンドする際の留意点等

近年、キャディを同伴せずにラウンドするプレースタイル、いわゆる「セルフプレー」が増加しています。

しかしながら、セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、上記(1)の「同伴競技者以外の第三者」による目撃証明の取り付けが困難となることがありますのでご注意ください。なお、より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ゴルフ場の従業員や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

このご案内は、2026年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。